



金 沢 市 公 報

号外第 19 号

令和2年(2020年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 農業委員会規則
● 規 則		○金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (農業委員会事務局) 5
○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (情報政策課) 1		● 公平委員会規則
○金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則 (衛生指導課) 3		○金沢市公平委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (公平委員会) 5
● 教育委員会規則		● 固定資産評価審査委員会告示
○金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則 (教育総務課) 4		○金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程 (固定資産評価審査委員会) 5
● 選挙管理委員会告示		● 公営企業管理規程
○金沢市選挙管理委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程 (選挙管理委員会) 4		○金沢市企業局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程 (企業総務課) 5
● 監査委員告示		● 病院事業管理規程
○金沢市監査委員における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程 (監査事務局) 4		○金沢市立病院における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程 (市立病院事務局) 6

規 則

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 市長等 市の機関のうち、市長若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員をいう。
- (2) 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 次に掲げるもの（市長等が市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。
 - ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び

認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ その他市長等が別に定めるもの

（申請等に係る電子情報処理組織を使用する方法）

第3条 条例第3条第1項の市の機関が定める電子情報処理組織を使用する方法は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、市長が別に指定するシステムを用いるものとする。

2 市長は、前項の規定により指定したシステムの名称その他参考となる事項を告示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長等が別に定める事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項（記載されている事項を含む。以下同じ。）を同項の電子計算機から入力しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項及び第2項の規定により、当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項が入力されたものとみなす。

5 市長等は、第1項及び第2項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、市長等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 条例第3条第4項の市の機関が定める措置は、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第3項ただし書の措置とする。

（情報通信技術による手数料の納付）

第5条 条例第3条第5項の市長が定める方法は、前条第1項及び第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 条例第3条第6項の市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織を使用する方法）

第7条 条例第4条第1項の市の機関が定める電子情報処理組織を使用する方法は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、市長が別に指定するシステムを用いるものとする。

2 市長は、前項の規定により指定したシステムの名称その他参考となる事項を告示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第8条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書の市の機関が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 前条第1項の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等が定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が定める方式

3 条例第4条第4項の市の機関が定める措置は、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第4条第5項の市の機関が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合
(電磁的記録による縦覧等)

第10条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第6条第3項の市の機関が定める措置は、電子署名とする。

(適用除外)

第12条 条例第7条第1号の市の機関が定める手続等は、次に掲げる場合に係る手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合
- (3) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある場合
(添付書面等の省略)

第13条 条例第8条の市の機関が定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の市の機関が定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月28日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第60号

金沢市狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市狂犬病予防法施行細則(昭和26年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

(金沢市道路占用規則の一部改正)

第2条 金沢市道路占用規則(昭和29年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項を削る。

(金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月28日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

金沢市教育委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年条例第56号)の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第23号

金沢市選挙管理委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年12月28日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

金沢市選挙管理委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

金沢市選挙管理委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年条例第56号)の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)の例による。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第3号

金沢市監査委員における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年12月28日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	高	岩	勝
金沢市監査委員	清	水	邦

金沢市監査委員における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

金沢市監査委員における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和2年条例第56号)の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和2年規則第59号)の例による。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月28日

金沢市農業委員会会長 井 口 栄 市

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

金沢市農業委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

金沢市公平委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月28日

金沢市公平委員会委員長 山 崎 正 美

●金沢市公平委員会規則第1号

金沢市公平委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

金沢市公平委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 告 示

●金沢市固定資産評価審査委員会告示第2号

金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和2年12月28日

金沢市固定資産評価審査委員会委員長 内 田 清 隆

金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

金沢市固定資産評価審査委員会における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の例による。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程をここに公布する。

令和2年12月28日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

金沢市企業局における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の例による。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程をここに公布する。

令和2年12月28日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第6号

金沢市立病院における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

金沢市立病院における金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の施行については、金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和2年規則第59号）の例による。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年(2020年)12月28日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)12月28日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄